

米價暴騰ニ関スル救済ニ付恩賜金義捐金書類（大正7年）

米の生産が、需要に対して追いつけなくなったばかりでなく、政府が、地主保護政策として、外米の輸入を関税によって妨げました。また、シベリヤ出兵による戦時特需をあてこんで、地主や商人達が、米の買占めや売り惜しみをしたことが、米価の暴騰につながっていったと思われます。

佐賀県においても、大正7年1月5日の白米1升の価格は、24銭でありましたが、同年8月10日には40銭5厘と高価格となりました。この価格は、7月中旬までは20銭台で推移していたようですが、7月20日以降から上昇し、特に8月上旬から大幅に騰貴したようです。

米価暴騰は、各地で社会問題となり、佐賀新聞が8月10日付けで、「岡山市で取引所に数百人が押しかける事件が勃発した」と報道しました。これ以降8月12日には、「名古屋の大騒動」、「京都でも勃発」、「大阪にも飛火」しました。8月14日には、「神戸市の焼打大騒動」を掲載し、8月15日には、東京にも波及し一層範囲が広がったと伝えています。

毎日、各地の米騒動の様子が新聞に掲載されましたので、佐賀でも米価の引下げを求める声が強くなりました。また、米穀商人達は、全国的な暴動の様子が伝わりと値下げを行い、暴動の発生に備えました。米産地としての佐賀では、米騒動は起きませんでした。炭鉱における労働者のストライキや暴動が発生しました。

各地で米騒動が勃発しており、その対策に苦慮した内務省は、大正7年8月13日付けで「ベイカボウトウニツキサイミンキュウサイノタメシセツシタルジコウノガイヨウオリカエシヘンデンヲコウ」と電報を送っています。

紙達送 電

局署 局 第 氏所居人信受

ハナキ 中ノノ

五十月 時四

分字分日號局報

定招

名氏所居人信發

傳記

印附日局署

印 8.13

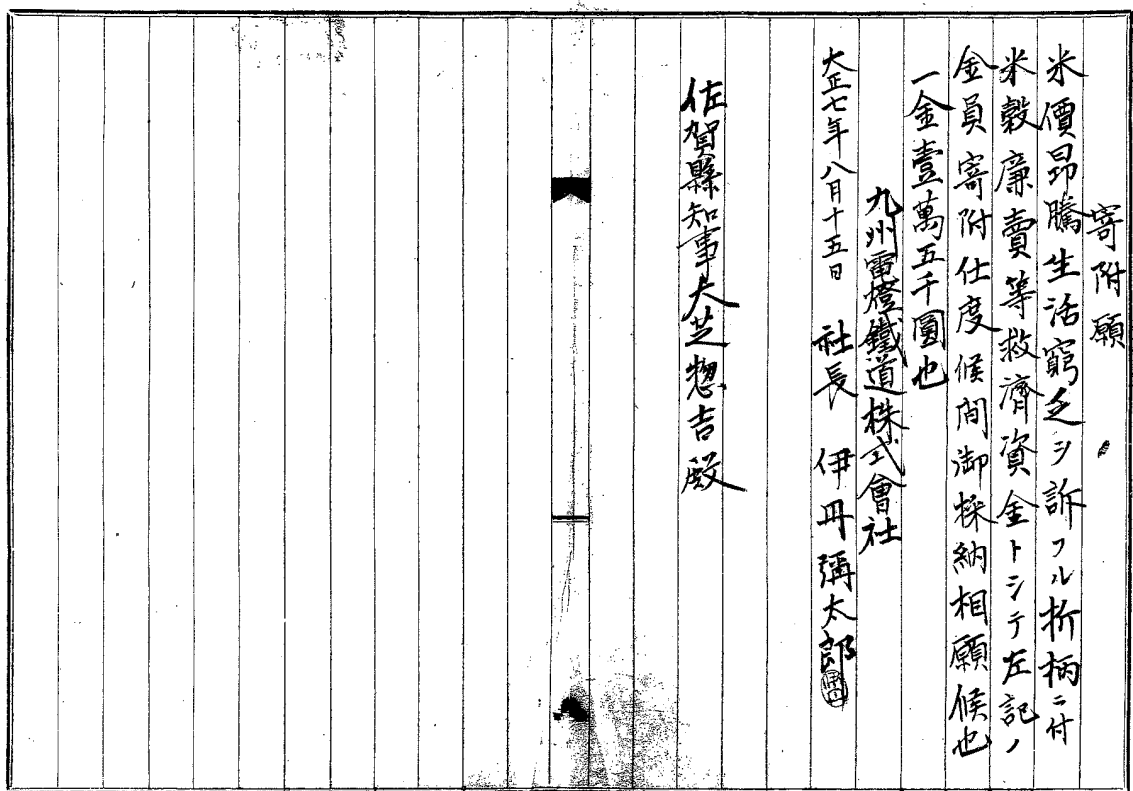
印 電 0

ヨオジ

各県からの報告を受けた内務省は、同日付けで内務大臣と農商務大臣の連名で「……セイフハコッコヨリサシアタリキン―センマンエンイナイヲシシュツシテチョゾウマイヲショユウシャヨリカイシュウシコレヲヒツヨウナルチホウニブンパイスル……」と打電して、いち早く救済資金として支出することを決定し、各県へ通知されています。

また、内務省は、電報にて政府への民間からの寄附もあり、これも各県に分配すると連絡しています。

一方、佐賀県においても、九州電燈鉄道株式会社等から米穀廉賣等救済資金としての「寄附願」が来ています。



このようにして、佐賀県は、救済資金として恩賜金三万三千元、内務省配当民間寄付金三万八百四十四円、県下有志による寄付金三万八千五百十三円を得て、県内市町村へ配分しています。

| 郡名 | 一全 | 二全 | 三全 | 四全 | 五全 | 六全 | 七全 | 八全 | 九全 | 十全 | 十一全 | 十二全 | 十三全 | 十四全 | 十五全 | 十六全 | 十七全 | 十八全 | 十九全 | 二十全 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 佐賀市 | 六九九 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 |
| 佐賀郡 | 四五〇 | 一一〇八 | 二二五〇 | 一一〇八 | 二二五〇 | 一一〇八 | 二二五〇 | 一一〇八 | 二二五〇 | 一一〇八 | 二二五〇 | 一一〇八 | 二二五〇 | 一一〇八 | 二二五〇 | 一一〇八 | 二二五〇 | 一一〇八 | 二二五〇 | 一一〇八 |
| 神埼郡 | 三七七 | 九二九 | 一七七九 | 九二九 | 一七七九 | 九二九 | 一七七九 | 九二九 | 一七七九 | 九二九 | 一七七九 | 九二九 | 一七七九 | 九二九 | 一七七九 | 九二九 | 一七七九 | 九二九 | 一七七九 | 九二九 |
| 三養基郡 | 五二一 | 一三二九 | 二六七二 | 一三二九 | 二六七二 | 一三二九 | 二六七二 | 一三二九 | 二六七二 | 一三二九 | 二六七二 | 一三二九 | 二六七二 | 一三二九 | 二六七二 | 一三二九 | 二六七二 | 一三二九 | 二六七二 | 一三二九 |
| 小城郡 | 九四〇 | 二二五九 | 四三三四 | 二二五九 | 四三三四 | 二二五九 | 四三三四 | 二二五九 | 四三三四 | 二二五九 | 四三三四 | 二二五九 | 四三三四 | 二二五九 | 四三三四 | 二二五九 | 四三三四 | 二二五九 | 四三三四 | 二二五九 |
| 東松浦郡 | 一五九七 | 三九三三 | 七四三三 | 三九三三 | 七四三三 | 三九三三 | 七四三三 | 三九三三 | 七四三三 | 三九三三 | 七四三三 | 三九三三 | 七四三三 | 三九三三 | 七四三三 | 三九三三 | 七四三三 | 三九三三 | 七四三三 | 三九三三 |
| 西松浦郡 | 七五八 | 一八六七 | 三五六七 | 一八六七 | 三五六七 | 一八六七 | 三五六七 | 一八六七 | 三五六七 | 一八六七 | 三五六七 | 一八六七 | 三五六七 | 一八六七 | 三五六七 | 一八六七 | 三五六七 | 一八六七 | 三五六七 | 一八六七 |
| 柳井郡 | 九六七 | 二三八二 | 四二八〇 | 二三八二 | 四二八〇 | 二三八二 | 四二八〇 | 二三八二 | 四二八〇 | 二三八二 | 四二八〇 | 二三八二 | 四二八〇 | 二三八二 | 四二八〇 | 二三八二 | 四二八〇 | 二三八二 | 四二八〇 | 二三八二 |
| 藤津郡 | 三四五 | 八五〇 | 一三二〇 | 八五〇 | 一三二〇 | 八五〇 | 一三二〇 | 八五〇 | 一三二〇 | 八五〇 | 一三二〇 | 八五〇 | 一三二〇 | 八五〇 | 一三二〇 | 八五〇 | 一三二〇 | 八五〇 | 一三二〇 | 八五〇 |
| 佐賀市 | 六九九 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 |
| 計 | 六九九 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 | 三二〇八 | 一六五〇 |

大正7年8月26日には、内務省から知事あてに「廉賣方整理ニ関スル件依命通牒」を出し、この通達で米の安売り施策について「……過度ノ廉賣ハ愈ニ米ノ消費ヲ増大シ其ノ配給上憂慮スヘキ事態ヲ誘起スル虞モ有之ノミナラス救済ニ狎レテ忌ムヘキ倍頼心ヲ助長スル様ノ事アリテハ禍根ヲ將來ニ貽スモノニ有之候條……」と伝え、米穀の廉売は整理の必要があると通知しています。

内務省發地第六三號
大正七年八月二十六日
小橋内務次官
大芝佐賀縣知事殿

廉賣方整理ニ関スル件依命通牒

米穀 廉賣施設ハ迄般ノ時艱ヲ救済スル應急策トシテ已ムヲ得ル義ニ有之最ニ屢ニ指示並通牒ノ趣旨ニ依リテ増大シ其ノ配給上憂慮スヘキ事態ヲ誘起スル虞ニ有之ノミナラス救済ニ狎リテ忌ムヘキ倍頼心ヲ助長スル様ノ事アリテハ禍根ヲ將來ニ貽スモノニ有之候條米穀ノ廉賣ハ迄々整理ノ必要有之候之儀ニ中止シ難キ實情ニ可有之ニ依リ地方ノ狀況ニ應ジ緩急輕重ヲ計リ大凡左記方法ニ依リ漸次停止スル様ニ復スル層沛配處相成度

左記

- 一 漸次ニ廉賣ヲ受クルモノ、範圍ヲ縮小スルコト
- 一 一人當廉賣分量ヲ適減スルコト
- 一 廉賣時間ヲ短縮シ又ハ廉賣日ヲ限定スルコト
- 一 割引歩合ヲ漸次ニ低下スルコト
- 一 雜穀混合ノ廉賣ヲ擴張シ又ハ雜穀ノミノ廉賣ヲ行フコト
- 一 廉賣ヲ停止スルニ差支ナキ地方ニ於テハ適當ノ期間ヲ定メテ之ヲ中止スルコト
- 一 追テ廉賣ノ業縮又ハ停止等ニ依リテ配分ノ恩賜全義損金等ニ剩餘ヲ生ズル向ニ於テハ購買組合又ハ食品市場其他日常生活ヲ安易ナラシムル施設ノ資ニ供セラルハ差支ナキ義

これを受けて、県は市郡長あてに「米價暴騰ニ関スル救済中止ノ件依命通牒」を出して、「米價暴騰救済停止狀況調」の提出を求めています。